

## ■ 受給者が提出する書類の一覧表

この表では、申告書ごとに、①どの控除の適用を受けるためのものか、②どのような書類を添付する必要があるのか、を一覧にしています。控除の有無や添付書類のチェックに役立てることができます。

なお、従業員に対する年末調整のお知らせや各種控除等のチェックシート、添付書類の添付用紙につきましては、「3 従業員等への周知文例等」をご活用ください。

申告書	控除対象	区 分	添 付 書 類
基礎控除申告書	基礎控除		不 要
扶養控除等申告書	扶養控除		不 要
	障害者控除		
	ひとり親・寡婦控除		
	勤労学生控除		学生証のコピーまたは在学証明書
	非居住者親族		親族関係書類および送金関係書類、 留学ビザ等書類※ <sup>1</sup>
	転職者		前職の源泉徴収票
配偶者控除等申告書			不 要
	非居住者		親族関係書類および送金関係書類、 留学ビザ等書類※ <sup>1</sup>
所得金額調整控除申告書	所得金額調整控除		不 要
保険料控除申告書※ <sup>4</sup>	生命保険料控除※ <sup>2</sup>	一般の生命保険料	生命保険会社等が発行した証明書類
		介護医療保険	
		個人年金保険	
	地震保険料控除※ <sup>3</sup>	地震保険料	損害保険会社等が発行した証明書類
		長期損害保険料	
	社会保険料控除	国民年金の保険料	厚生労働省または各国民年金基金が発行した証明書類
		国民健康保険料(税)	
		後期高齢者医療制度保険料	
		介護保険の保険料	
健康保険、厚生年金保険や船員保険の保険料		不 要	
	小規模企業共済等掛金※ <sup>3</sup>	中小企業基盤整備機構の共済掛金	独立行政法人中小企業基盤整備機構
		企業年金加入者掛金	

		個人型年金加入者掛金 (iDeCo) 心身障害者扶養共済制度に基づく掛金	や国民年金基金連合会、地方公共団体が発行した証明書類
住宅借入金等特別控除申告書※4	住宅借入金等特別控除		税務署長が発行した住宅借入金等特別控除証明書および金融機関等が発行した住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
令和6年分 年末調整に係る定額減税のための申告書※5	定額減税		不 要

※1 留学により非居住者に該当することとなる場合には、外国政府等が発行する査証（ビザ）や在留カードなどの書類の写しや在留資格を証する書類が必要です。

※2 一般の生命保険料のうち、旧生命保険料にあつては1契約の保険料が9,000円を超えるものについて、また、旧生命保険料以外の保険料にあつては金額の多寡にかかわらずすべてのものについて証明書類が必要です。

また、勤務先を対象とする団体特約により払い込んだ生命保険料については、支払った保険料等の金額などについて勤務先による確認を受けたときは、証明書類を添付する必要はありません。

※3 保険料の金額の多寡にかかわらず、すべてのものについて証明書類が必要です。

※4 一定の要件を備えた上でデータによる提出も可能となっています。

※5 定額減税の対象となる配偶者や扶養親族について、「配偶者控除等申告書」および「扶養控除等申告書」に記載されていない場合に、定額減税の適用を受けるために提出します。